

○議長（茅沼隆文）

日程第6 議案第30号 開成町営住宅条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、開成町営住宅四ツ角団地の用途廃止が承認されたため、町営住宅の管理棟数について、所要の改正をしたいので、開成町営住宅条例の一部を改正する条例の制定を提案をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

議案を朗読いたします。

議案第30号 開成町営住宅条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町営住宅条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成30年6月22日提出、開成町長、府川裕一。

本議案は、町営住宅3団地のうち、四ツ角住宅の用途廃止に伴う条例の改正でございますので、改めて四ツ角住宅の沿革及び用途廃止までの経過について申し上げたいと思います。

四ツ角住宅は、昭和29年度に建設をされまして、昭和49年度に住宅の量的不足解消を目的として鉄筋コンクリート構造による3階建て住宅として建て替え事業を行い今日まで維持管理を続けてまいったところでございます。しかしながら、四ツ角住宅を含む町営住宅3団地は、建設から30年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、計画的かつ効率的な管理が必要となっておりました。このような状況を踏まえまして、平成24年度に建設から最も年数を経過しておりました四ツ角住宅の廃止を明示した開成町営住宅整理統合事業に着手をしたところでございます。以降、四ツ角住宅居住者に対しましては、用途廃止に至る経緯や、住み替え支援等に関して、住民説明会などを通じて丁寧に説明を重ね、理解を得られるように努めてまいったところでございます。その結果としまして、平成29年11月20日をもって、全世帯の移転が完了したことから、用途廃止を可能とするための条件である国土交通大臣の承認を得るべく神奈川県県土整備局との調整を含め協議を重ねた結果、平成30年3月19日をもって用途廃止が承認をされたところでございます。

これによりまして設置する町営住宅に変更が生じたので、開成町営住宅条例の一部改正するものでございます。

1ページになります。

開成町条例第 号 開成町営住宅条例の一部を改正する条例。

開成町営住宅条例（平成 9 年開成町条例第 16 号）の一部を次のように改正する。
次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

開成町営住宅条例第 3 条では、町営住宅の設置として本町に町営住宅及び共同施設を設置するものとし、その名称及び位置は別表のとおりとされていることから、別表第 3 条関係を一部改正するものでございます。

下段、改正前の表をご覧くださいと思います。別表第 3 条関係として名称、四ツ角団地、所在地、開成町延沢 818 番地を含む 3 団地が記載をされてございます。上段、改正後の表をご覧くださいと思います。別表第 3 条関係として、2 団地のみの記載となっております。

最後に、附則になります。この条例は公布の日から施行する。

また、本条例改正にあわせて改正します。開成町営住宅条例施行規則の一部を改正する規則についても、参考資料として添付をさせていただきますので、目を通していただければと存じます。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

1 番、佐々木議員。

○1 番（佐々木 昇）

1 番、佐々木昇です。ちょっと私も調べたのですが、なかなか調べ切れないところがあったので確認させてください。

今回、用途廃止ということで、これ理解するのですけれども、建物はまだ残るということで、やっぱり町として管理というものはしてかなきゃいけないのかなということで、その管理的なことに關するところで、規定的なものというのは、これは特に必要ではなくなってくるのか。それともほかのところで、そういう管理というものを見ていくのか。その辺の取り扱いについて、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、お答えをしたいと思います。本条例につきましては、先ほど御説明のとおり、町営住宅としてのいわゆる機能は停止をする。廃止をする。ということでございますので、建物を維持管理するということは、町営住宅に限らず、すべての公共施設において、それぞれ規則に基づいては管理をしております。当然ながら町営住宅としての管理というのは、建物管理ということで、今後はしていくということで考えているところでございます。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

では、質疑を終了いたします。

続いて、討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第 30 号 開成町開成町営住宅条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議長（茅沼隆文）

着席してください。起立全員によって、可決いたしました。